

第84期

定時株主総会招集ご通知



VIA HOLDINGS INC.

開催
日時

2020年7月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催
場所

リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホール」

議案

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

目次

- ▶ 第84期定時株主総会招集ご通知 1
▶ 株主総会参考書類 3
(添付書類)
▶ 事業報告 9
▶ 連結計算書類・計算書類 25
▶ 監査報告書 31
▶ 株主総会会場ご案内図 裏表紙

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会場へのご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 接触感染リスク低減のため、座席間の間隔を拡げて設置させていただきます。このことから、ご用意できる席数が限られ、ご入場いただけないおそれがございますので、本定時株主総会におきましては、ご出席に代えて、極力、書面による事前の議決権行使をしていただきますようお願い申し上げます。
- 運営スタッフ及び登壇役員につきましてはマスクを着用させていただくほか、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございます。
- その他株主総会の開催にあたり、大きな変更が生じる場合には、以下のウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。
<http://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/>

株式会社 **ヴィア・ホールディングス**

証券コード：7918

招集ご通知

2020年7月13日

証券コード：7918

株主各位

東京都新宿区早稲田鶴巻町519
株式会社 **ヴィア・ホールディングス**
代表取締役社長 **横川 紀夫**

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。なお、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年7月27日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2020年7月28日（火曜日）午前10時
開催日が前回の定時株主総会開催日（2019年6月27日）に相当する日と離れているのは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による会計監査を含む決算確定の遅れによるものです。
- 2. 場 所** 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール」
- 3. 会議の目的事項**
 - 報告事項**
 - 第84期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第84期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案** 取締役6名選任の件
 - 第2号議案** 監査役3名選任の件

以 上

議決権行使方法についてのご案内



▶ 株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 **2020年7月28日（火曜日）午前10時**

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）
また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面に加え、委任された株主の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。なお、代理人の資格は当社の議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。



▶ 書面にて行使いただく場合

行使期限 **2020年7月27日（月曜日）午後6時到着分まで**

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <http://www.via-hd.co.jp/>

ヴィア・ホールディングス

検索

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	
1	よこかわ のりお 横川 紀夫	代表取締役社長	再任
2	みかの たかまさ 三甲野 隆優	顧問	新任
3	いまい まさかず 今井 将和	取締役兼常務執行役員	再任
4	くすもと けんいちろう 楠元 健一郎	取締役兼常務執行役員	再任
5	たかだ ひろあき 高田 弘明	社外取締役	社外取締役候補者 再任
6	いのうえ はるたか 井上 晴孝		社外取締役候補者 新任

1

よこかわ のりお
横川 紀夫

(1940年3月21日生 80歳)

再任

- 当社における地位、担当：代表取締役社長
- 所有する当社株式の数：1,969,013 株
- 重要な兼職の状況：株式会社扇屋東日本代表取締役社長、株式会社扇屋西日本代表取締役社長

■ 略歴

1962年4月	ことぶき食品有限会社設立取締役
1974年11月	株式会社すかいらーくに商号変更 常務取締役
1995年3月	同社代表取締役副社長
2001年3月	同社代表取締役会長
2002年6月	当社取締役会長
2003年3月	株式会社すかいらーく最高顧問
2003年6月	当社代表取締役会長
2005年4月	当社代表取締役会長兼社長
2009年4月	当社代表取締役会長
2016年6月	当社取締役会長
2018年6月	当社最高顧問
2019年3月	株式会社扇屋東日本・株式会社扇屋西日本代表取締役社長（現在）
2019年6月	当社代表取締役社長（現在）

■ 取締役候補者とした理由

横川紀夫氏は、株式会社すかいらーくの創業者の一人であり、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知識を有しております。また、当社の会長として卓越した経営手腕を発揮して今日の成長・発展に貢献してまいりました。2019年6月からは当社の代表取締役社長としてグループを牽引し、業績回復に尽力しております。引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者いたしました。

2

みかの たかまさ
三甲野 隆優

(1940年3月28日生 80歳)

新任

- 当社における地位、担当：顧問
- 所有する当社株式の数：40,000 株

■ 略歴

1963年4月	佐世保重工業株式会社入社
1984年6月	同社取締役勤労部長
1990年4月	株式会社監屋入社
1992年3月	同社取締役店舗運営本部長
1995年10月	同社取締役管理本部長
2001年2月	当社顧問
2001年6月	当社代表取締役社長
2007年4月	当社代表取締役副会長
2008年6月	当社取締役副会長
2014年6月	当社相談役
2016年3月	当社退任
2019年2月	当社顧問（現在）

■ 取締役候補者とした理由

三甲野隆優氏は、当社の代表取締役社長等を務めた後退任しておりますが、2019年からは当社の顧問として経営課題の解決に取り組んでおります。当社グループの事業及び会社経営についての豊富な実績と幅広い見識を有していることから、同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者いたしました。

3

いまい まさかず

今井 将和

(1968年8月15日生 51歳)

再任

- 当社における地位、担当：取締役兼常務執行役員
- 所有する当社株式の数：7,374株
- 重要な兼職の状況：株式会社フードリーム代表取締役社長
- 略歴

1991年4月 株式会社ジェック入社
 1992年2月 株式会社すかいらく入社
 2004年7月 同社経営企画担当リーダー
 2005年4月 株式会社扇屋コーポレーション（現 株式会社扇屋東日本）入社
 2006年4月 同社取締役経営管理グループ本部長
 2009年6月 当社取締役
 2013年2月 株式会社一源代表取締役社長
 2015年4月 当社取締役兼専務執行役員
 2015年4月 株式会社一丁代表取締役社長
 2017年1月 当社代表取締役副社長
 2017年4月 株式会社フードリーム代表取締役社長（現在）
 2019年6月 当社取締役兼常務執行役員（現在）

■ 取締役候補者とした理由

今井将和氏は、M&A戦略や資本政策をはじめ、グループ全体の経営戦略及び子会社の経営戦略全般の立案と推進を行うなど、当社グループの成長・発展に貢献してまいりました。引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者といたしました。

4

くすもと けんいちろう

楠元 健一郎

(1964年11月20日生 55歳)

再任

- 当社における地位、担当：取締役兼常務執行役員
- 所有する当社株式の数：2,280株
- 重要な兼職の状況：株式会社一丁代表取締役社長
- 略歴

1988年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入社
 1998年4月 同行神田駅前支店融資課長
 2002年7月 同行新宿新都心支店次長
 2003年7月 同行東京融資第三部審査役
 2009年2月 同行審査部企業金融室グループリーダー
 2012年10月 当社へ業務出向 執行役員 財務政策担当部長兼社長室長
 2014年4月 りそな銀行東京営業第六部長 兼 コーポレートビジネス部企業ファイナンス室長
 2017年4月 当社入社 常務執行役員 社長室長
 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員（現在）
 2019年3月 株式会社一丁代表取締役社長（現在）

■ 取締役候補者とした理由

楠元健一郎氏は、りそな銀行に長く在籍し、同行での金融実務及び企業再生の豊富な経験と知識を有しています。2017年4月に当社に入社し、社長室長としてグループ全体の経営戦略の立案と推進を行うなど、当社グループの成長・発展に貢献してまいりました。引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者といたしました。

5

たかだ ひろあき

高田 弘明

(1957年1月21日生 63歳)

社外取締役
候補者

再任

- 当社における地位、担当：社外取締役
- 所有する当社株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：暁総合法律事務所所長
- 略歴

1986年4月 最高裁判所司法研修所入所
 1988年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
 1991年2月 半蔵門総合法律会計事務所開設
 1994年8月 暁総合法律事務所にて名称変更（現在）
 2008年6月 当社取締役（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由

高田弘明氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、取締役会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのガバナンス向上に大きな貢献をいただいております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、社外取締役候補者としていたしました。なお、高田弘明氏の当社の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

6

いのうえ はる たか

井上 晴孝

(1952年4月7日生 68歳)

社外取締役
候補者

新任

- 所有する当社株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：井上・桜井法律事務所所長
北沢産業株式会社社外監査役
- 略歴

1978年9月 株式会社辰巳法律研究所入所
 1982年7月 同社退所
 1985年4月 弁護士登録（東京弁護士会）浅見東司法律事務所入所
 1988年4月 井上晴孝法律事務所開設
 2018年7月 井上・桜井法律事務所にて名称変更（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由

井上晴孝氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しております。また、他の企業の監査役における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、社外取締役候補者としていたしました。

(注)

1. 当社との特別の利害関係
各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
 - ・ 候補者のうち、高田弘明氏及び井上晴孝氏は社外取締役候補者であります。なお、井上晴孝氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
 - ・ 高田弘明氏が経営する暁総合法律事務所との間では、1992年3月より、当社の顧問法律事務所として法律顧問契約を締結して継続的に法的アドバイスを受けており、弁護士報酬を支払っております。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役との間に、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。なお、高田弘明氏及び井上晴孝氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で、当該契約を締結する予定であります。
4. 所有する当社株式の数には当社役員持株会の個人の株式持分を含んでおります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

1

おおしま まさやす
大島 政靖

（1963年1月8日生 57歳）

新任

■ 当社における地位：執行役員

■ 所有する当社株式の数：2,253株

■ 略歴

1985年4月 株式会社森永エンゼル（現株式会社フードリーム）入社

1998年4月 同社経理部統括マネジャー

2006年4月 同社取締役管理本部長

2013年10月 同社専務取締役

2018年4月 同社代表取締役社長

2019年3月 当社執行役員財務部副部長（現在）

■ 監査役候補者とした理由

大島政靖氏は、当社子会社の経営及び当社グループでの経理を中心とした管理部門の業務を通じて培われた、財務及び管理全般に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営全般に対して適切な監査を期待できる人材と判断したため、監査役候補者といいたしました。

2

おの たつや
小野 達矢

（1959年1月9日生 61歳）

社外監査役
候補者

再任

■ 当社における地位：社外監査役

■ 所有する当社株式の数：2,204株

■ 重要な兼職の状況：アサヒビール株式会社 常勤監査役

■ 略歴

1983年4月 朝日麦酒株式会社入社

1996年9月 アサヒビール株式会社人事部給与課長

1999年4月 同社名古屋支社業務部長

2000年10月 深川青島啤酒朝日有限公司管理部門長

2002年9月 アサヒフードアンドヘルスケア株式会社管理本部経営企画部長兼監査部長

2004年10月 同社企画本部人事・総務部長

2005年1月 アサヒビール株式会社監査部エグゼクティブプロデューサー

2011年7月 同社監査部長

2016年3月 同社執行役員監査部長

2018年3月 同社常勤監査役（現在）

2018年6月 当社監査役（現在）

■ 社外監査役候補者とした理由

小野達矢氏は、アサヒビールグループにおける部門長及び監査役としての豊富な経験と知識を有しており、当社の監査役に就任以来、客観的かつ公正な立場で適切に監査を実施いただいております。引き続き同氏の経験等を当社の監査及び監督に活かしたく、社外監査役候補者といいたしました。

なお、小野達矢氏の当社の社外監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

3

ゆ や ま と も の り
湯山 朋典

(1971年4月10日生 49歳)

社外監査役
候補者

新任

- 所有する当社株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：湯山公認会計士・税理士事務所代表
チャンネルコーポレイトマネジメント株式会社代表取締役社長

■ 略歴

- 1994年10月 明治監査法人入所
- 1997年4月 公認会計士登録
- 1997年8月 アルマ&アソシエイツ入社
- 2004年8月 税理士登録
- 2004年9月 湯山公認会計士・税理士事務所設立 代表（現在）
- 2006年8月 チャンネルコーポレイトマネジメント株式会社代表取締役社長（現在）

■ 社外監査役候補者とした理由

湯山朋典氏は、公認会計士及び税理士としての職務を通じて培われた会計・税務に関する専門的な知識及び豊富な経験を有していることから、当社の経営全般に対して適切な監査を期待できる人材と判断したため、社外監査役候補者としたしました。

(注)

1. 当社との特別の利害関係
各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項
候補者のうち、小野達矢氏及び湯山朋典氏は社外監査役候補者であります。なお、湯山朋典氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
3. 社外監査役候補者との責任限定契約の内容の概要
当社は、社外監査役との間に、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないとみに限られます。なお、小野達矢氏及び湯山朋典氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で、当該契約を締結する予定であります。
4. 所有する当社株式の数には当社役員持株会の個人の株式持分を含んでおります。

以 上

1 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

① 事業全体の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資増加の下支えや堅調な雇用環境を受け個人消費の持ち直しが見られたものの、消費税増税の影響、年明け以降に発生した新型コロナウイルス感染症が与える内外経済の下振れリスクや金融市場の変動等により、景気の先行きは依然として不透明であり、今後も予断を許さない状況となっております。

外食業界におきましては、中食業界を含めた顧客獲得競争はますます激しさを増し、長引く人手不足による人件費の上昇に加え、物流費の上昇や天候不順などによる原材料費の高騰など、経営環境はより一層の厳しさを増しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、大幅な売上減少が懸念され、大変深刻な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおいては、今後の大きな飛躍に向けた3カ年の中期経営計画『新・中期経営計画2022』を策定し、「既存店の再成長とコスト削減」を基軸として、現場第一・原点回帰・人財育成を戦略方針に掲げて、既存店舗の再生・活性化、付加価値の高いメニュー開発・サービス向上、次世代人財の積極的な登用、外部リソースの活用、人事評価の見直し等の施策を軸に取り組んでまいりました。

また、今後も各業態において既存店の顧客満足度向上に重きをおき、Q S C A（フードサービスの概念的価値を表す。Quality:クオリティ、Service:サービス、Cleanliness:クレンリネス、Atmosphere:アトモスフィアの頭文字）の継続的な向上施策を実施してまいります。

売上高については、居酒屋業界の競争環境の激化に加えて、働き方改革によるライフスタイルの変化で消費者ニーズが多様化したことや台風による営業時間短縮及び店舗休業の実施、さらに新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛及び店舗休業の実施等で2月下旬より急激に売上減少が進み、2月の既存店売上高は前年同期比93.9%、3月の既存店売上高は前年同期比70.3%と著しく落ち込みました。この結果、通期の既存店売上高は前年同期比95.1%（客数95.1%、客単価99.9%）となりました。

売上原価については、メニューミックスによる粗利高の確保等により、売上原価率は前期に比べ1.2ポイント改善となりました。

販売費及び一般管理費については、時給単価の上昇等による人件費率の増加や物流費用の上昇等によるコスト増加、売上減少に伴う固定費率の上昇により、販管費率が前期に比べて0.6ポイントの増加となりました。

また、より抜本的に収益構造を変革していくため、グループ店舗数の約15%にあたる大幅な閉店を実施したこと等により、店舗減損及び店舗閉鎖損失が発生しました。そのほか、リニューアルに伴う固定資産除却損及びのれんの減損損失等により、1,190百万円の特別損失を計上することとなりました。

店舗数については、開店が1店舗、閉店が52店舗（うちF C 4店舗）となり、当期末の店舗数は449店舗（うちF C 58店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は24,404百万円（前年同期比8.9%減）、営業損失は479百万円（前期は685百万円の赤字）、経常損失は522百万円（前期は812百万円の赤字）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,801百万円（前期は2,841百万円の赤字）となりました。

② 子会社別の事業の状況

子会社別の事業の状況は以下のとおりであります。なお、会社ごとの売上高は、連結取引相殺消去前の売上高であるため、連結損益計算書の売上高とは一致しておりません。

(a) ㈱扇屋東日本、㈱扇屋西日本

焼き鳥居酒屋「備長扇屋」「やぎとりの扇屋」では、ファミリーが入り易い意匠、ドリンクバーの設置、テイクアウトコーナーの設置など、リニューアルパッケージの更新に努めてまいりました。

また、イタリアンシェフが手がける鳥料理の専門店「扇屋 天」、進む個食化への対応として「焼肉の扇屋」を実験店としてスタートしております。

㈱扇屋東日本と㈱扇屋西日本を合算した当連結会計年度の売上高は10,929百万円（前年同期比8.7%減）、当期において閉店34店舗（うちF C 4店舗）となり、期末店舗数は276店舗（うちF C 54店舗）となりました。

(b) ㈱フードリーム

ショッピングセンターや商業施設内を中心に、「パステルイタリアーナ」「カプチーナ」「ステーキハウス松木」「鶴亀堂」など様々なブランドを展開する㈱フードリームでは、サービス改革やヒット商品の開発にウエイトを置きながら、業態のリブランディングに取り組んでおります。一方で、お客様にまた来たいと思っていただけるように、定期的なキャンペーンの開催やイベントなどを行ってまいりました。

パステルブランド初となるパステルブランドとプリン生食パンの専門店「だってプリンがすきなだもん。」を組み合わせた複合型業態の実験を、ニューフォーマットとしてスタートしております。

㈱フードリームの当連結会計年度の売上高は6,418百万円（前年同期比11.0%減）となり、当期において閉店12店舗となり、期末店舗数は91店舗となりました。

(c) ㈱一丁

北海道や首都圏のターミナル駅を中心に展開する刺身居酒屋「魚や一丁」では、市場に入荷した良い食材を仕入れてその日に売るというスタイルで差別化を図り、ファンづくりに努めてまいりました。料理人の技術に裏打ちされた商品力と提供品質に磨きをかけ、お客様満足向上に精進しております。

また、「北海道一丁」と「室蘭焼鳥チキウ」という2つのブランドが一つの店に共存するダブルネーム方式で、北海道色を強め宴会需要に替わる需要創出に向けた業態実験をスタートさせております。

㈱一丁の当連結会計年度の売上高は2,694百万円（前年同期比13.3%減）となり、当期において閉店1店舗となり、期末店舗数は17店舗（うちF C 1店舗）となりました。

(d) ㈱一源

埼玉を中心に展開する総合型居酒屋「いちげん」では、和・洋・中のバラエティー豊かなメニューが特徴的であり、ファミリーターゲットの強みに磨きをかけるため、女性のお客様、家族連れのお客様にも楽しんでいただけるメニューやイベントなどを提案しております。また、立地毎のマーケットに適応するため、テイクアウトの強化やデリバリー対応への取り組みを進めるとともに、食事需要にも対応できるメニューと宴会場を有効的に活用する取り組みを進めてまいりました。

㈱一源の当連結会計年度の売上高は2,185百万円（前年同期比10.0%減）、当期において開店1店舗、閉店2店舗となり、期末店舗数は22店舗となりました。

(e) ㈱紅とん

都心のターミナル駅を中心に展開する炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」では、「働くお父さんのエネルギー」をコンセプトとして、専門店ならではの商品開発や串焼き技術を向上させ、コンセプトの浸透を図ってまいりました。特に野菜や肉などの巻き串の拡充や、ドリンクのスピード提供に注力してまいりました。

大阪下町の味お好み焼き「ぼちぼち」では、多くの「焼き師」育成のため調理技術に磨きをかけ、活気あふれる店舗づくりを行っております。

㈱紅とんの当連結会計年度の売上高は2,160百万円（前年同期比1.4%減）で、当期において閉店3店舗となり、期末店舗数は43店舗（うちFC3店舗）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は715百万円であります。これらの資金は自己資金、借入金及び増資資金でまかなっており、その主な内容は外食サービス事業における店舗リニューアルや新規出店に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

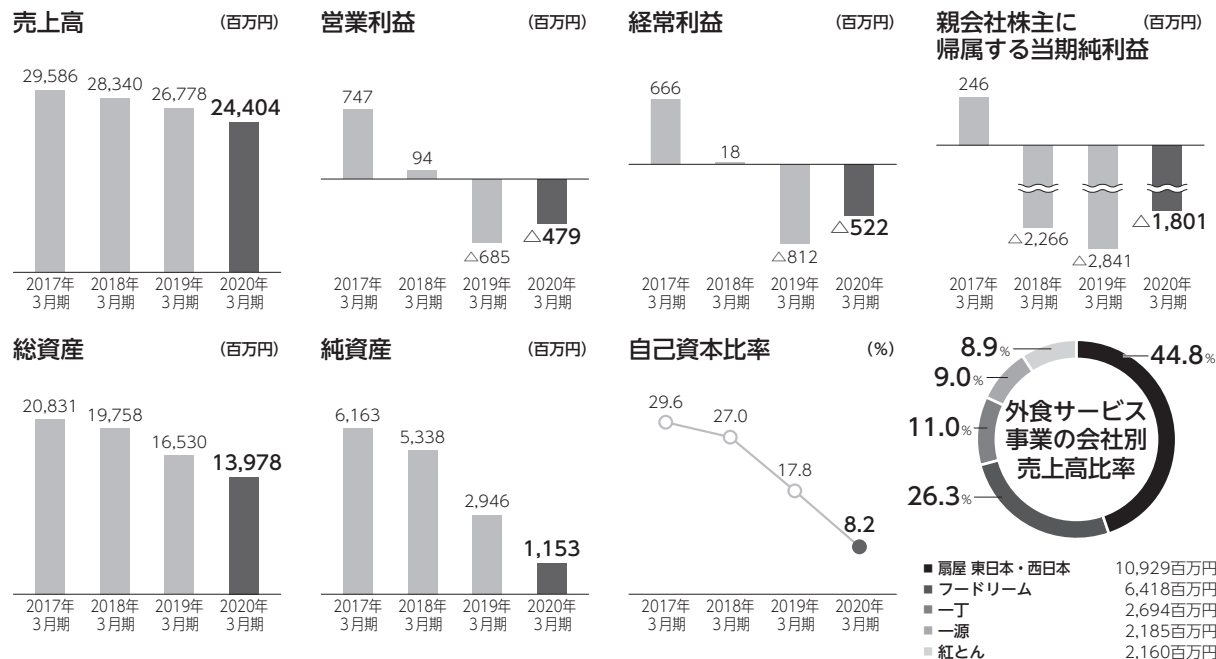
当社は、店舗設備投資、事業開発投資及びM&A・資本業務提携投資を資金使途として、2017年7月に第三者割当により新株予約権50,000個を発行いたしました。当連結会計年度において新株予約権79個が権利行使された結果、5百万円の資金調達を行いました。

2. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第81期 2017年3月期	第82期 2018年3月期	第83期 2019年3月期	第84期 当連結会計年度 2020年3月期
売上高	(百万円)	29,586	28,340	26,778	24,404
経常利益	(百万円)	666	18	△812	△522
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	246	△2,266	△2,841	△1,801
1株当たり当期純利益	(円)	8.45	△75.85	△89.64	△56.45
総資産	(百万円)	20,831	19,758	16,530	13,978
純資産	(百万円)	6,163	5,338	2,946	1,153
1株当たり純資産額	(円)	211.34	170.55	92.23	36.01

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末純資産から優先株式の発行残高及び優先配当予定金額を差し引いた金額を期末発行済株式数（自己株式数を除く）で除して算出しております。
 3. 「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等を第83期の期首から適用しており、第82期に係る財産及び損益の状況については遡及処理後の数値を記載しております。



3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社扇屋東日本	100百万円	100%	外食サービス事業
株式会社扇屋西日本	100百万円	100%	外食サービス事業
株式会社フードリーム	100百万円	100%	外食サービス事業
株式会社一丁	100百万円	99.9%	外食サービス事業
株式会社一源	53百万円	100%	外食サービス事業
株式会社紅とん	50百万円	100%	外食サービス事業

4. 対処すべき課題

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言発令や各自治体の要請を受け、当社グループにおきましても、店舗休業や時間短縮での営業、あるいはテイクアウト・デリバリーのみでの営業を実施し、売上高の著しい減少が生じております。また、今後においてもお客様の生活様式が大きく変化していくことが予想されることから、当社グループにおける当該感染症への対応が喫緊の課題であると認識しております。

具体的には、店舗内での感染リスク低減のため、間隔を開けた席配置、従業員の健康チェックや手洗い、消毒の徹底に努めるなど、業界ガイドライン等を参考にし、お客様と従業員の安全に配慮してまいります。

また、本部費の圧縮などの固定費の削減、新規投資の抑制、店舗の人件費コントロールなど、支出を最小限にするとともに、金融機関からの借入等により、手元資金の確保を進めてまいります。

収益確保については、昼の時間帯での売上拡大、テイクアウト及びデリバリーの拡充並びにeコマース等の新しいサービスを外部知見を積極的に活用して進め、事業構造の改革に取り組んでまいります。

(2) 人財の確保・育成

グループの発展・拡大に欠かせない人財の確保・育成については、重要な経営課題と位置づけ、エイジフリー制度の導入による生涯雇用への対応、確定拠出型年金制度の導入など「従業員の生きがいと生活の安定」を目指した施策を実施してまいりました。2015年7月から導入した人事教育制度は、教育・評価・処遇の仕組みを大幅に見直し、従業員が仕事を通じて自己実現に挑戦できる環境を整え、積み上げたキャリアを処遇する仕組みがありますが、さらなる従業員満足度の向上を追求し、現在、制度の改善に取り組んでおります。

(3) 食の安全・安心の確保

今後ますます重要となる食の安全・安心の確保のため、社内に設置された食品衛生委員会を中心に、グループ横断で社内ルールの徹底、情報の共有を図っております。また、外部の調査機関に継続的に検査を委託し、購入食材の安全性と店舗の衛生管理状況の確認・改善を行っております。

(4) 既存店の売上向上

厳しい経済環境のなかにあっても安定的な成長を実現するために、オペレーションの磨きこみやマーケットに則した商品開発を進め、魅力あるコンセプトと商品の提案を行ってまいります。また、外食産業の原点であるQSCAを更に強化することで、より多くのお客様に再来店していただける店舗づくりを行い、業態ブランドの構築を図ってまいります。さらに、効果的なリニューアルを実施することで、既存店の売上を押し上げてまいります。

(5) 財務基盤の強化

当社は、財務基盤の強化と成長資金の確保を目的として、借入金の長期化やコミットメントラインの設定、公募増資等による資金調達等を実施し、最適資本構成の見地から借入金も段階的に圧縮を図ってまいりました。今後につきましては、経済情勢の先行きが不透明な状況下において、キャッシュポジションを高めるとともに、大幅に減少した純資産の回復を図るべく財務基盤の強化に向けた検討を行ってまいります。

(6) CSRへの取り組み

健康問題と環境問題、そして食糧問題に対する取り組み「ヒューマン・アース・プロジェクト」に加え、10年間継続を予定している、東日本大震災の復興支援の取り組み「私たちにできることプロジェクト」は2020年3月末日で2億円の寄付を達成するなど、持続可能な社会の実現に向けた活動を推進しております。その他にも、CO₂排出削減や飲酒運転の根絶、雇用の創出など、社会の要請に応える活動を積極的に取り組んでまいります。

5. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

外食サービス事業：焼き鳥居酒屋「備長扇屋」「やきとりの扇屋」、パスタ&デザート「パステル」、「パステルイタリアーナ」、洋食レストラン「オープン亭」、「ステーキハウス松木」、中華レストラン「双語亭」、刺身居酒屋「魚や一丁」、食彩厨房「いちげん」、炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」、大阪風お好み焼き居酒屋「ぼちぼち」その他の飲食店経営

6. 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

本 社	東京都新宿区
-----	--------

7. 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
536 (2,222) 名	△14 (△219) 名

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部からの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、準社員)は1日8時間換算による当連結会計年度の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27 (9) 名	△11 (1) 名	47.3歳	11.9年

(注) 使用人数は就業人員(当社から外部への出向者は除き、外部からの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、準社員)は1日8時間換算による当事業年度の平均人員を()外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	2,878百万円
株式会社みずほ銀行	1,809百万円
株式会社横浜銀行	1,340百万円

(注) 借入金残高が1,000百万円以上の金融機関を記載しております。

2 会社の現況

1. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 32,369,400株 (自己株式2,500株含む) |
| (3) 株主数 | 41,541名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
アサヒビール株式会社	3,192千株	9.86%
横川 端	2,205千株	6.81%
株式会社さわむ元気塾	2,029千株	6.27%
横川 紀夫	1,955千株	6.04%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	988千株	3.05%
株式会社W&E	858千株	2.65%
株式会社大光	709千株	2.19%
大関株式会社	615千株	1.90%
株式会社ウェルカム	600千株	1.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	489千株	1.51%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (2,500株) を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 当事業年度中に職務執行の対価として当社の使用人及び当社子会社の使用人に対して交付した新株予約権の状況

第24回新株予約権	
発行決議日	2019年3月20日
新株予約権の数	20個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式2,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	1個当たり100円 (1株当たり1円)
新株予約権を行使することができる期間	2019年4月1日から2020年3月31日まで
交付状況	
当社の使用人	1個 (1名)
子会社の使用人	19個 (19名)

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

第21回新株予約権	
発行決議日	2017年7月19日
新株予約権の数	30,000個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式3,000,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき600円 (総額18,000,000円)
新株予約権の行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1株につき971円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の92%に相当する価額に修正される。ただし、修正後の価額が下限行使価額(680円)を下回ることになる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。
新株予約権を行使することができる期間	2017年8月8日から2020年8月7日まで
割当先及び割当方法	野村證券株式会社に対する第三者割当方式

(注) 第21回新株予約権は、2020年3月31日現在、27,479個 (2,747,900株) の行使が完了しております

第22回新株予約権	
発行決議日	2017年7月19日
新株予約権の数	20,000個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式2,000,000 株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき100円（総額2,000,000円）
新株予約権の行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1株につき1,263円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の92%に相当する価額に修正される。ただし、修正後の価額が下限行使価額（1,263円。ただし、当社取締役会決議により下限行使価額の修正を行うことができ、680円又は当該決議がなされた日の東証終値の70%に相当する金額のいずれか高い方の金額に修正される。）を下回ることになる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。
新株予約権を行使することができる期間	2017年8月8日から2020年8月7日まで
割当先及び割当方法	野村證券株式会社に対する第三者割当方式

（注）第22回新株予約権は全て未行使であります。

3. 会社役員 の 状況 (2020年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	横川 紀夫	(株)扇屋東日本代表取締役社長 (株)扇屋西日本代表取締役社長
取締役兼専務執行役員	佐伯 浩一	(株)一源代表取締役社長
取締役兼常務執行役員	今井 将和	(株)フードリーム代表取締役社長
取締役兼常務執行役員	楠元健一郎	(株)一丁代表取締役社長
取締役兼執行役員	長島 学	
社外取締役	高田 弘明	暁総合法律事務所 所長
社外取締役	浅野 まき	(株)浅野屋代表取締役社長 CEO ASANNOYA TC Pte.Ltd 取締役
社外取締役	梅原 美樹	(株)経営共創基盤 マネージングディレクター
常勤監査役	能仁 一朗	
社外監査役	片桐 正昭	片桐公認会計士事務所 所長
社外監査役	小野 達矢	アサヒビール(株)常勤監査役

- (注) 1. 取締役 高田弘明氏、取締役 浅野まき氏及び取締役 梅原美樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 片桐正昭氏及び監査役 小野達矢氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 浅野まき氏及び監査役 片桐正昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役 片桐正昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 高田弘明氏の重要な兼職先であります暁総合法律事務所との間では、1992年3月より当社の顧問法律事務所として法律顧問契約を締結して継続的に法律的アドバイスを受けており、弁護士報酬を支払っております。
6. 取締役 梅原美樹氏は2019年12月18日付で取締役を辞任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	8名	77,000千円
監査役	3名	9,846千円
合計 (うち社外役員)	11名 (5名)	86,846千円 (13,928千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第73期定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第69期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	地位	主な活動状況
高田 弘明	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（14回中14回）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
浅野 まき	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（14回中14回）に出席し、主に経営者としての見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
梅原 美樹	社外取締役	当事業年度中、2019年12月18日付で辞任するまでに開催された取締役会（11回中11回）に出席し、主に企業コンサルタントの見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
片桐 正昭	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（14回中14回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
小野 達矢	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（14回中14回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、主に食品事業に関する豊富な経験を活かし、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

- ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人PwCあらた有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「ヴィア・グループ倫理規範」を制定する。またその徹底を図るため、当社取締役会直轄の組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、当社の総務部門においてコンプライアンスへの取組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に当社及び当社グループ会社の役職員教育等を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会及び総務部門は、上記活動について定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

当社に被監査部門から独立性を有する内部監査部門（以下「内部監査室」という。）を設置し、内部監査室は、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの状況を監査し、その監査結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

法令上疑義のある行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置、運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、当社及び当社グループ会社の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社の組織横断的リスク状況の監視並びに各所管業務に付随するリスク管理については、リスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会が包括的に行うものとする。また不測の事態が発生した場合には、グループ危機管理規程に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるように努める。内部監査室は、当社及び当社グループ会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 当社及び子会社から成る企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行の効率化を図るため、以下の経営管理体制を採用する。

- ① 職務権限規程類の策定
- ② 取締役・執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定及びITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ会社における法令遵守体制、リスク管理体制の構築を目指し、コンプライアンス・リスク管理委員会による当社及び当社グループ会社のコンプライアンス及びリスク管理に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるシステムを含む体制を確立する。
- ② 当社取締役、執行役員及び当社グループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保するための法令遵守体制及びリスク管理体制を整備・運用する権限と責任を有する。
- ③ 当社は、当社グループ会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、関連会社管理規程に基づいて当社への承認申請又は報告が行われる体制を構築する。
- ④ 当社の内部監査室は、当社及び当社グループ会社の業務の状況を監査し、その結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、当該職員の人事（人事評価、人事異動、懲戒等）に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。

(7) 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、使用人が監査役会等に報告をするための体制

当社及び当社グループ会社は、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役、使用人その他これらに類する者が、当社の監査役会又は監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況その他監査に必要ないし有用な情報を速やかに報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者が不利な取り扱いを受けない体制を整備する。

ホットラインの運用にあたっては、内部通報規程を制定し、通報者等を保護する体制を整備する。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、各業務執行取締役、代表取締役及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制を整備する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「ヴィア・グループ倫理規範」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき毅然とした態度で組織的に対応する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループ会社が金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため、別途定める「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づいて、内部統制の構築、評価、改善に係る体制の整備を行うものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、グループ横断的なコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月開催し、適宜改善活動を実施するとともに、取締役会及び監査役会に報告しております。

上記委員会では、労務管理における時間外労働の低減や休日の取得状況の改善に向けた取り組みのほか、労災事故防止に向けた対策の検討等を行ってまいりました。

取締役会は中期経営計画に基づく事業部門毎の予算を設定し、経営会議及び取締役会において月次業績をレビューしております。また、定期的にグループの部門責任者で構成される部長会を開催し、週次の活動管理を実施しております。

内部監査室は当社及び当社グループ会社の店舗や本部の業務状況を監査し、適宜改善活動を支援するとともに、取締役会及び監査役会に報告しております。監査役は監査の実効性を担保するため、当社及び当社グループ会社の重要な会議に出席するとともに、経営陣及び会計監査人等と定期的な意見交換会を開催しております。

以上

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第84期 2020年3月期
資産の部	
流動資産	3,004
現金及び預金	2,103
売掛金	441
原材料及び貯蔵品	174
その他	286
固定資産	10,971
有形固定資産	7,100
建物及び構築物	4,862
機械装置及び運搬具	583
工具、器具及び備品	234
リース資産	216
土地	1,190
建設仮勘定	11
無形固定資産	904
のれん	477
リース資産	216
その他	211
投資その他の資産	2,966
投資有価証券	472
敷金及び保証金	2,445
繰延税金資産	20
その他	27
繰延資産	1
新株予約権発行費	1
資産合計	13,978

科目	第84期 2020年3月期
負債の部	
流動負債	11,036
買掛金	985
一年内返済予定の長期借入金	7,501
未払金	332
未払費用	620
未払法人税等	65
賞与引当金	157
リース債務	154
資産除去債務	259
店舗閉鎖損失引当金	204
株主優待引当金	37
その他	715
固定負債	1,789
リース債務	309
資産除去債務	889
繰延税金負債	147
その他	442
負債合計	12,825
純資産の部	
株主資本	1,126
資本金	4,935
資本剰余金	1,229
利益剰余金	△4,535
自己株式	△501
その他の包括利益累計額	22
その他有価証券評価差額金	22
新株予約権	3
非支配株主持分	0
純資産合計	1,153
負債純資産合計	13,978

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第84期 2020年3月期	
売上高		24,404
売上原価		7,586
売上総利益		16,817
販売費及び一般管理費		17,297
営業損失		479
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
受取賃貸料	68	
その他	24	96
営業外費用		
支払利息	89	
借入契約に伴う費用	35	
その他	14	139
経常損失		522
特別利益		
受取補償金	21	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	34	
固定資産売却益	6	63
特別損失		
減損損失	953	
固定資産除却損	74	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	153	
その他	9	1,190
税金等調整前当期純損失		1,649
法人税、住民税及び事業税	64	
法人税等調整額	87	152
当期純損失		1,801
非支配株主に帰属する当期純損失		0
親会社株主に帰属する当期純損失		1,801

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	4,931	1,225	△2,733	△501	2,921
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	3	3			6
親会社株主に帰属する当期純損失 株主資本以外の項目の連結会計年 度中の変動額 (純額)			△1,801		△1,801
連結会計年度中の変動額合計	3	3	△1,801	—	△1,794
2020年3月31日残高	4,935	1,229	△4,535	△501	1,126

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額 合計			
2019年4月1日残高	21	21	3	0	2,946
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					6
親会社株主に帰属する当期純損失 株主資本以外の項目の連結会計年 度中の変動額 (純額)	1	1	△0	0	△1,801
連結会計年度中の変動額合計	1	1	△0	0	△1,793
2020年3月31日残高	22	22	3	0	1,153

■ 計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第84期 2020年3月期
資産の部	
流動資産	2,629
現金及び預金	1,941
売掛金	85
前払費用	43
関係会社短期貸付金	526
その他	32
固定資産	6,731
有形固定資産	783
建物	59
工具器具備品	48
リース資産	211
土地	463
無形固定資産	348
ソフトウェア	84
借地権	28
リース資産	205
その他	29
投資その他の資産	5,599
投資有価証券	423
関係会社株式	3,559
関係会社長期貸付金	1,910
その他	34
貸倒引当金	△328
繰延資産	1
新株予約権発行費	1
資産合計	9,363

科目	第84期 2020年3月期
負債の部	
流動負債	7,990
一年内返済予定の長期借入金	7,501
賞与引当金	39
株主優待引当金	37
未払金	87
未払法人税等	2
リース債務	141
資産除去債務	4
その他	176
固定負債	490
リース債務	301
資産除去債務	10
繰延税金負債	6
その他	172
負債合計	8,481
純資産の部	
株主資本	872
資本金	4,935
資本剰余金	1,229
資本準備金	727
その他資本剰余金	501
利益剰余金	△4,790
その他利益剰余金	△4,790
繰越利益剰余金	△4,790
自己株式	△501
評価・換算差額等	6
その他有価証券評価差額金	6
新株予約権	3
純資産合計	881
負債純資産合計	9,363

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第84期 2020年3月期	
売上高		950
売上原価		6
売上総利益		944
販売費及び一般管理費		1,076
営業損失		132
営業外収益		
受取利息及び配当金	97	
その他	119	217
営業外費用		
支払利息	95	
借入契約に伴う費用	35	
その他	7	139
経常損失		54
特別損失		
関係会社支援損	1,900	
関係会社株式評価損	527	
関係会社貸倒引当金繰入額	328	
減損損失	12	
その他	5	2,773
税引前当期純損失		2,827
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	△0	0
当期純損失		2,828

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年4月1日残高	4,931	723	501	1,225	△1,961	△1,961	△501	3,693
事業年度中の変動額								
新株の発行	3	3		3				6
当期純損失					△2,828	△2,828		△2,828
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	3	3	-	3	△2,828	△2,828	-	△2,821
2020年3月31日残高	4,935	727	501	1,229	△4,790	△4,790	△501	872

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年4月1日残高	2	2	3	3,700
事業年度中の変動額				
新株の発行				6
当期純損失				△2,828
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	3	3	△0	3
事業年度中の変動額合計	3	3	△0	△2,818
2020年3月31日残高	6	6	3	881

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社ヴィア・ホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴 毅 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅木 典子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度において著しい売上高の減少が生じており、また2期連続経常損失を計上したことで2020年3月期末において会社が取引金融機関との間で締結しているシンジケーション方式によるタームローン契約等の財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項 - 追加情報（会計上の見積り）

追加情報に記載の通り、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下において、当連結会計年度末におけるのれんを含む固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、当社グループは来期以降の業績について、新型コロナウイルス感染症による影響が2020年6月以降順次回復に向かい2021年4月には収束するものの、生活様式の変更等により一定程度の需要が落ち込むと仮定をおき、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与えるものとして見積もっている。不確実性の極めて高い環境下にあり、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項 - 後発事象

重要な後発事象に記載の通り、当社グループは新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえた政府による緊急事態宣言発令及び地方自治体からの休業要請を受けて、2020年4月以降順次店舗の臨時休業の対応を行っている。これにより、臨時休業の期間において売上高が大幅に減少し、翌連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすことが見込まれる。

当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社ヴィア・ホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴 毅 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅木 典子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度において著しい売上高の減少が生じており、また2期連続経常損失を計上したことで2020年3月期末において会社が取引金融機関との間で締結しているシンジケーション方式によるタームローン契約等の財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月26日

株式会社ヴィア・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	能 仁 一 朗	㊟
社外監査役	片 桐 正 昭	㊟
社外監査役	小 野 達 矢	㊟

以 上

〈メモ欄〉

メモ欄

〈メモ欄〉

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図



会場

リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホール」

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

☎ 03-5285-1121

※シャトルバスの運行状況は
ホテルにお問合わせください。



リーガロイヤルホテル東京

交通のご案内

〈電車をご利用の場合〉

- 東京メトロ 有楽町線「早稲田駅」
3a出口より徒歩10分
- 東京メトロ 有楽町線「江戸川橋駅」
1b出口より徒歩15分
- 都電 荒川線「早稲田駅」より徒歩3分

〈都バスをご利用の場合〉

- 高田馬場駅より
④⑤乗り場 上野公園行き(上69系統)、九段下行き(飯64系統)
→早稲田下車
- ②乗り場 早大正門行き(学02系統)→早大正門下車

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と
植物油インキを使用しています。